

第 3 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 3 月 1 8 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市美里庁舎 2 階 会議室 1

出席部会委員 1 小澤 哲男・ 2 川邊 千秋・ 3 下井 弘・ 4 田村 明
8 喜多 義幸・ 9 竹尾 泰・ 10 田中 茂人
11 清水 喜代己・ 12 平松 崇己・ 13 横山 光次
19 太田 義政・ 21 坂野 大徹

以上 1 2 名

欠 席 委 員 5 若林 卓哉、23 水谷 隆

出席部会員外委員

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀次長・江副主査

総 合 支 所 河芸：本郷副主幹 芸濃：中山主査 美里：中瀬担当副主幹
香良洲：中山担当主幹

議 事 録 署 名 者 10 田中 茂人・ 11 清水 喜代己

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 7 号 買受適格証明願について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 7 号 非農地証明願について
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 第3回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は、5番 若林 卓哉委員、23番 水谷 隆委員の2名で、出席委員は12名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
10番 田中 茂人委員、11番 清水 喜代己委員よろしくお願いします。
それでは初めに、会長専決等の報告等に入ります。
事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から番号9で、件数9件、合計面積は29,535㎡で、その内訳は田が29,197㎡で畑が338㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 3ページから19ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から番号25で、件数は25件、合計面積は129,203.03㎡で、その内訳は田が97,485㎡、畑が25,303.03㎡、その他が6,415㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 20ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
番号1 長屋住宅用地
番号2 進入路用地
番号3 一般個人住宅用地
以上、件数は3件、合計面積は1,003㎡で、すべて畑でございます。
- 21ページから22ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
番号1 一般個人住宅用地
番号2 分譲住宅用地
番号3 一般個人住宅用地
番号4から番号6 太陽光発電施設用地

番号7 共同住宅用地
番号8 進入路用地
番号9 一般個人住宅用地
番号10 駐車場用地
番号11 一般個人住宅用地
番号12 駐車場用地

以上、件数は12件、合計面積は5,101.05㎡で、その内訳は田が3,155㎡、畑が1,946.05㎡でございます。

23ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1 事務所及び倉庫用地

以上、件数は1件、合計面積は1,832㎡で、すべて田でございます。

24ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1 作業所用地

以上、件数は1件、合計面積は558㎡で、すべて田でございます。

25ページをお願いします。

報告第7号 買受適格証明願について、でございます。

番号1 分譲用住宅用地

番号2 分譲用住宅用地

これにつきましては、三重県地方税管理回収機構等が行う不動産競売に参加するための証明願であり、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第5条の届出が添付されております。

以上、合計件数2件、合計面積は993㎡で、その内訳は田が577㎡、畑が416㎡でございます。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、26ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 大里、申請地 大里山室町東谷____、登記地目 畑、現況地目 原野、面積 621㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号2、地区 大里、申請地 大里野田町南所____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 5 6 9 m²、受人 ____、面積 1 4, 8 2 6 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 櫛形、申請地 産品小海____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1 5 1 m²、受人 ____、面積 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号4、地区 黒田、申請地 河芸町三行中之谷____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 2 4 7 m² 外1筆、合計面積 2 6 7 m²、受人 ____、面積 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号5、地区 黒田、申請地 河芸町三行高城____、登記地目・現況地目とも田、面積 6 9 2 m² 外1筆、合計面積 1, 7 5 3 m²、受人 ____、面積 4, 0 4 7 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号6、地区 安濃、申請地 安濃町内多皆廣____、登記地目・現況地目とも畑、面積 4 0 3 m² 外1筆、合計面積 1, 2 7 6 m²、受人 ____、面積 6, 4 1 2. 3 1 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

27ページをお願いします。

番号7、地区 草生、申請地 安濃町草生四反田____、登記地目・現況地目とも田、面積 5 0 7 m² 外4筆、合計面積 1, 6 3 3 m²、受人 ____、面積 6, 4 9 0. 2 1 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号8、地区 香良洲、申請地 香良洲町林跡____、登記地目・現況地目とも畑、面積 3 3 8 m²、受人 ____、面積 4, 2 4 8 m²、渡人 ____。

譲受理由は、相手方の要望のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号9、地区 香良洲、申請地 香良洲町八反田____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 1 4 6 m²、受人 ____、面積 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

以上、件数は9件、面積は8, 7 5 4 m²で、このうち田が7, 0 1 6 m²、畑が1, 7 3 8 m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地

域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、番号2、地区 大里、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。若林委員から番号1、2は問題ありませんということです、よろしくお願いします。

議長 番号3、地区 櫛形、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長 番号4、番号5、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。4番も5番も、別に問題ありませんので、よろしくお願いいたします

議長 番号6、地区 安濃。お願いします。

平松委員 12番平松です。事務局説明通り問題ありません。

議長 番号7、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番横山です。現地確認させていただきました。何ら問題ないということで、よろしくお願いします。

議長 番号8、番号9、地区 香良洲、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般、関係者と現地確認いたしました。特に問題ないということで、よろしくお願いします。

議長 番号1から番号9について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第1号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局

28ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。

番号1、地区 一身田、申請地 一身田中野東野____、登記地目・現況地目とも田、面積 981㎡ 外1筆、合計面積 1,962㎡、借受人 ____、面積 500,000㎡、貸渡人 ____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号2 地区 一身田、申請地 一身田中野山ノ前____、登記地目・現況地目とも田、面積 472㎡ 外4筆、合計面積 1,987㎡、借受人 ____、面積 500,000㎡、貸渡人 ____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3 地区 一身田、申請地 一身田中野東野____、登記地目・現況地目とも田、面積 854㎡、借受人 ____、面積 500,000㎡、貸渡人 ____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号4 地区 一身田、申請地 一身田中野一色____、登記地目・現況地目とも田、面積 571㎡、借受人 ____、面積 500,000㎡、貸渡人 ____ 外1名。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

29ページをお願いします。

番号5 地区 一身田、申請地 一身田中野山ノ前____、登記地目・現況地目とも田、面積 990㎡ 外1筆、合計面積 1,875㎡、借受人 ____、面積 500,000㎡、貸渡人 ____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、労力不足のためです。

番号6 地区 一身田、申請地 一身田中野四反田____、登記地目・現況地目とも田、面積 627㎡、借受人 ____、面積 500,000㎡、貸渡人 ____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、労力不足のためです。

番号7 地区 上野、申請地 河芸町東千里新界____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,117㎡ 外1筆、合計面積 2,075㎡、借受人 ____、面積 119,771㎡、貸渡人 ____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、相手方の要望のためです。

以上、件数は7件で、合計面積は9,951㎡で、すべて田でございます。
いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1から番号6、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番田村です。番号1から6は全部中野地区なんですけど、3月14日に現地確認を行いました。事務局説明通りで問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号7、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。これも別に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号7について、地元委員さんから、異議なしということでございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 30ページをお願いします。
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。
番号1、地区 安東、申請地 河辺町亀垣内____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 35㎡ 外2筆、合計面積 123㎡、申請者 ____。
これにつきましては、申請地を倉庫及び通路用地とするものです。
昭和40年頃に農業用倉庫を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 草生、申請地 安濃町草生歩三田____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 296㎡、申請者 ____。

これにつきましては、申請地を倉庫用地とするものです。
平成元年頃に農業用倉庫を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は419㎡で、そのうち田が18㎡で畑が401㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。3月8日に安東地区の推進委員4名と事務局で現地確認いたしました。問題ございませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番横山です。推進委員さんと事務局と現地確認させていただきました。何ら問題ないということでよろしくお願いします。

議 長 番号1、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 31ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 新町、申請地 神納井明____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 324㎡ 外1筆、合計面積 565㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

平成6年頃に渡人の親族が営む建設業者に資材置場として提供していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、申請地 神戸大木____、登記地目・現況地目とも畑、面積 236㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を倉庫及び駐車場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 明、申請地 芸濃町中縄大市込____、登記地目・現況地目とも畑、面積 343㎡ 外3筆、合計面積 1,036㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、36.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 辰水、申請地 美里町家所五会内____、登記地目・現況地目とも田、面積 340㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

32ページをお願いします。

番号5、地区 高宮、申請地 美里町五百野中之郷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 433㎡ 外1筆、合計面積 499㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、495.93㎡、パネル設置率は、37.51%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚____、登記地目・現況地目とも畑、面積 216㎡ 外1筆、合計面積 1,101㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、402.98㎡、パネル設置率は、36.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 草生、申請地 安濃町草生四反田____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 75㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。昭和55年頃に農業用倉庫を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、農業用施設用地と判断されます。

以上、件数は7件で、合計面積は3,852㎡、そのうち田が980㎡、畑

が2, 872㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 新町、よろしくお願いします。

川邊委員 2番川邊でございます。3月8日に地元の推進委員と現地確認いたしました。
問題ございません。よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 神戸、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。8日に現地確認いたしました。問題ありませんので、よろしく
お願いします。

議 長 番号3、地区 明、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。3月8日に推進委員さんと事務局の方と現地の確認をいたし
ました。特に問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

議 長 番号4、地区 辰水、番号5、地区 高宮、お願いします。

清水委員 11番清水です。4番は3月8日推進委員と現地確認をいたしました。問題
ないということでよろしくお願いします。

5番は太陽光発電所ということで、住宅のそばなので、近隣の方に同意をい
ただいておるのかと聞くと、4人ばかり同意書を取っているような状況になっ
ておりました。別にこれも問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 番号6、地区 明合、お願いします。

平松委員 12番平松です。3月8日現地確認しまして、太陽光の多い地区なので、よ
ろしくお願いします。

議 長 番号7、地区 草生、よろしくお願いします。

横山委員 13番横山です。推進委員さんと事務局で現地確認させていただきました。
何ら問題なしということでよろしくお願いします。

議 長 番号1から番号7について、地元委員さんから、異議のなしということでご
ざいました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	33ページをお願いします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町大谷_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,726㎡ 外4筆、合計面積 5,525㎡、借受人 _____、貸渡人 _____。 これにつきましては、申請地を観光藤園（一時転用）とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。 以上、件数は1件で、合計面積は5,525㎡、そのうち田が3,799㎡、畑が1,726㎡でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 高野尾、お願いします。
竹尾委員	9番竹尾です。高野尾担当の若林委員がおりますので、報告させていただきます。先般関係者で現地確認させていただきました。特に問題ないということ聞いておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議なしということでございますが、皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第5号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	34ページをお願いします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）

でございます。

番号1、地区 黒田、申請地 河芸町北黒田堤谷____、登記地目 田、
現況地目 畑、面積 328㎡、借受人 _____ 外1名、貸渡人 _____。
これにつきましては、申請地を分家住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は328㎡、すべて田でございます。
この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。事務局の説明通り何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言ございました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第7号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 35ページをお願いします。
議案第7号 非農地証明願について、でございます。
番号1、地区 黒田、願出人 _____、申請地 河芸町北黒田堤谷____
____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 146㎡。
これにつきましては、昭和57年撮影の空中写真撮影記録証明書により、申請地に納屋を建築し、進入路、乗入れ口を整備し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件で、合計面積は146㎡、すべて田でございます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

	番号1、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8 番喜多です。別に何も問題ありませんので、よろしくお願いします。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第7号については、証明することといたします。
議 長	次に別冊でお配りしました、議案第8号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
	事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第8号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 まず、津地区をご覧ください。 田の賃貸借、使用貸借で626，760㎡、畑の賃貸借で5，537㎡、契約件数は166件でございます。 河芸地区につきましては、 田の賃貸借、使用貸借で168，029㎡、畑の使用貸借で198㎡、契約件数は61件でございます。 安濃地区につきましては、 田の賃貸借で194，315㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3，772㎡、契約件数は43件でございます。 芸濃地区につきましては、 田の賃貸借、使用貸借で4，413㎡、契約件数は3件でございます。 美里地区、香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて993，517㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借で9，507㎡、合計契約件数は273件、合計面積は1，003，024㎡となっております。 次に認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は津地区154件、河芸地区54件、安濃地区32件、芸濃地区2件で合計242件、合計面積は940，534㎡でございます。 なお、認定農業者への集積率は、件数で88.6%、面積で93.7%とな

っております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は11ページにあります1-127-2の外12件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号3-5から3-10及び3-26から3-29、3-37についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この件についていかがでしょうか。

3-5から3-10、 該当P283～288

3-26から3-29、該当P304～307

3-37、 該当P315

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございました。

入室してください。

< 入 室 >

議長

続きまして、整理番号4-3についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、第3回第1農地部会を終了いたします。

午前10時43分

令和6年3月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____